

愛別町地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 愛別町地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、愛別町内における地域公共交通の活性化等に関する協議を行い、地域公共交通の活性化を図ることを目的とする。

(事務所)

第2条 協議会の事務所を愛別町役場内に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 本町における地域公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の策定及び変更に関する事項
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (5) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 協議会の事業計画及び実績並びに収支予算及び決算に関する事項
- (7) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 愛別町
- (2) 国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局
- (3) 北海道上川総合振興局
- (4) 公共交通事業者
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体等
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 道路管理者
- (8) 北海道旭川方面旭川東警察署愛別駐在所
- (9) その他協議会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 何らかの事由により委員の職を続けることが困難となった場合は、委員を変更することができる。ただし、その場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3 現に委員である者の任期満了の日までの間に、新たに委員を委嘱した場合の当該委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、現に委員である者の任期満了の日までとする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 会長は、町長が指名する者を充て、副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計を監査する。

6 役員は相互に兼ねることはできない。

(協議会の運営)

第7条 協議会は会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議決方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は協議会に代理人を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理人の氏名等を報告することにより、その代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

5 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明等を求めることができる。

6 委員の招集が困難である場合等にあつては、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会によって協議が調った事項について、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、総務企画課内に事務局を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担及び財務に関する事項)

第10条 協議会の経費の負担及び財務に関する事項は、会長が別に定める。

(報償費及び費用弁償)

第11条 会議に出席した委員及び第7条第4項及び第5項の規定により会議に

出席した者に、報償費及び費用弁償を支給することができる。ただし、国家公務員及び地方公務員の職員には支給しないものとする。

2 報償費及び費用弁償の額は別表のとおりとする。

(その他)

第 12 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和 6 年 1 月 23 日から施行する。

(任期の特例)

2 この規約の施行後、最初に委嘱され、又は任命された委員の任期は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 8 年 3 月 31 日までとする。

別表 (第 11 条関係)

区分	報償費及び費用弁償	
	報償費 (1 日につき)	費用弁償 (車賃：1 km あたり)
委員	6,200 円	37 円

備考

1 費用弁償については、片道 2 km 未満の場合は支給しない。

2 費用弁償の距離計算にあたっては、片道のキロ数 (端数切捨て) を基に算出する。

3 職務が 1 日 4 時間未満の場合の報償費は、半額とする。